

琉球銀行とりゅうぎんユーメール助成会から「社団法人沖縄被害者支援ゆいセンター」、新潟中越地震被災者へ寄付金ならびに救援金を贈呈



社団法人沖縄被害者支援ゆいセンターへ寄付金贈呈

【解説】りゅうぎんユーメール助成会
「りゅうぎんユーメール助成会」は、一九九三年に琉球銀行の創立四十五周年を記念して設立した基金です。毎年、役員に募金を募り、さらに募金と同額を銀行が寄付することで基金を造成し、地域の福祉活動や環境保全活動を継続的に支援しています。行員一人ひとりの善意をもとに、設立からの助成実績は、二百五十五件、九千四百一十一万円となりました。(二〇〇四年十一月現在)

公益信託
「源河朝明記念那覇市社会福祉基金」

**13団体に
498万円を助成**

琉球銀行は、二〇〇四年十一月一日に第七回公益信託「源河朝明記念那覇市社会福祉基金」の助成先十三団体に対して助成金を授与しました。
本基金は、県外在住の源河朝明氏が故郷沖縄の福祉活動に役立てるため



第七回公益信託

「源河朝明記念那覇市社会福祉基金」助成先

脳文庫 代表 喜久里美也子様



公益信託「源河朝明記念那覇市社会福祉基金」助成金授与式

今回は公益信託「源河朝明記念那覇市社会福祉基金」の助成、おめでとございませう。早速ですが、脳文庫の紹介をお願いします。
私も、一九九八年に会員五十名で脳障害児の保護者としての情報共有の場として「脳文庫」を開設しました。その後、二〇〇〇年に目標だった「脳障害を持つ子どものお父

さん・お母さんのためのお役立ちガイドブック(十八歳未満)を出版することができました。
今回の助成申請のきっかけは何ですか？
先ほど申しましたように、「脳障害を持つ子どものお父さん・お母さんのためのお役立ちガイドブック」(十八歳未満)の出版後の

私財を那覇市へ寄贈し、その売却代金を原資に基金を設立したもので、琉球銀行は信託代理店としてその運営にたずさわっています。
本年度は、障害者の社会参加支援や、障害者向けの音楽リハビリなどを実施する十三の団体に、総額四百九十八万円を助成しました。
(公益信託は【解説】参照)

反響が大きかったほか、百件を超す電話相談の中に、十八歳以上の障害者の保護者から行政サービスや療育についての情報を望む声が多くありました。
その声に押され、二冊目となる「十八歳以上の障害のある方の明るく豊かな在宅生活のためのガイドブック(仮題)」を作成することになり、作成費用の一部として助成を申請しました。

立された源河朝明様、委託者の那覇市そして事務局の皆様から感謝を申し上げます。
脳文庫
那覇市松川三十一番一〇〇
ライオンズマンション松川
第三、三〇一号室
098(885)3305



脳文庫の皆様(喜久里様は後方中央)

ガイドブックはいつ頃完成の予定ですか？
今回は、より詳しく役立つ情報を得るため、離島を含む沖縄全域で協力者を募っており、二〇〇六年のガイドブック完成を目指しています。それと並行して、脳文庫をNPO法人(特定非営利活動法人)化して、より活動の幅を広げたいと考え、準備を始めています。
今回の助成は、活動を進める上で大きな励みになります。運営委員会の先生方ならびに基金を設

【解説】公益信託
琉球銀行は、公益信託代理店として、社会福祉活動に関わる法人および団体を助成する「源河朝明記念那覇市社会福祉基金」「宇流麻福祉基金」の運営にたずさわっています。
「源河朝明記念那覇市社会福祉基金」は、一九九八年十一月に設立され、那覇市を中心に県内の社会福祉に関わる活動をしている法人および団体に対する助成を目的としています。
「宇流麻福祉基金」は、源河朝明氏より委託を受けた公益信託として、一九九六年十二月に設立され、沖縄県内で社会福祉活動をしている法人および団体に対する助成を目的としています。

第10回 公益信託 宇流麻福祉基金 募集要項

受託者 三菱信託銀行株式会社
信託代理店 株式会社琉球銀行

1. 助成先
 - (1)助成対象者
沖縄県内において県民のための社会福祉法第2条に規定する第1種社会福祉事業、および第2種社会福祉事業に係わる社会福祉活動を行う法人、または団体(2年以上の事業実績を有していること)とする。
 - (2)助成対象事業
沖縄県内の下記社会福祉に関する独自の、先駆的な事業・企画に対する助成金の支給。(日常の人件費や交通費は、助成対象外とする。)
沖縄県内において障害者、高齢者(65歳以上の要介護者)および児童に対する下記社会福祉に係わるボランティア活動を行っている団体を支援するための施設・機器の整備助成金の支給。
ア.在宅障害者・高齢者等に対する給食、入浴、家事援助活動
イ.在宅障害者・高齢者等の外出補助活動
ウ.ひとり暮らし、寝たきりの高齢者等に対する訪問活動
エ.点訳・録音活動
オ.障害者福祉施設・高齢者福祉施設等での労力提供活動
カ.障害者・高齢者等に対する文化、レクリエーション活動の指導、援助活動(施設等社会福祉事業に係わるものに限る。ただし、趣味的な活動を行う団体を除く)
キ.その他児童の福祉等上記に準ずる活動
2. 応募資格
沖縄県内において県民のための社会福祉法第2条に規定する第1種社会福祉事業、および第2種社会福祉事業に係わる社会福祉活動を行う法人、または団体(2年以上の事業実績を有していること)であって、主に公的助成が行われていない法人または団体とする。(当基金から既に助成を受けた法人・団体は選考対象上、後順位とする。)

3. 助成金
 - ・本年度の助成金総額は300万円の予定。
 - ・助成金額は、原則として総事業費の70%、かつ50万円を限度とする
4. 応募方法
当基金所定の「助成金支給申請書および事業計画書」に必要事項を記入し、所定の期日までに当基金に提出する。
5. 応募期限
平成17年1月31日(月)
6. 選考の方法
公益信託 宇流麻福祉基金運営委員会の審議により、受給者および助成金額を決定する。
7. 助成金の給付
平成17年3月中旬に、銀行振込により給付する。
8. 報告書
受給者は、毎年度助成の対象となった事項に係わる報告書を当基金に提出する。
9. 募集窓口
株式会社 琉球銀行総合企画部 地域貢献室 TEL 098-860-3787 (担当 伊禮)
三菱信託銀行株式会社 リテール受託業務部 受託相談グループ TEL 03-6250-3254 (担当 山田)
10. 申請書提出先
〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地1丁目11番1号
株式会社 琉球銀行総合企画部内
公益信託 宇流麻福祉基金事務局
申請に必要な書類は、琉球銀行ホームページ <http://www.ryugin.co.jp> からダウンロードできます。